

木 杵	五八、二五〇	漬 物	一、七六〇	二、七八六、四五三
竹 ステツキ	吾グロス	蚕 豆	七、七二二	二、〇六九、九六一
綿 糸	一	生 鮎	九七五	一、九三四、三三五
割 箸	一	柿 藍	二、八三三箱	一、四九二、七七〇
板 おこし	八、〇〇〇枚	甘 藍	二、八六六貫	一、二四一、六九〇
米ぬか、魚粉	三〇俵	ら つ き	二、三三七	八二四、五五五
木 盆	二〇枚	椎 茸	二、三四〇	三、五二〇、一九三
子供用椅子	一〇ヶ	その他野菜	一、七〇〇	九六六、五二五
計	一八、三六六、一四四〇	計	一五五、一七六、三三五	

三、当初の物産斡旋中に不成立に終るものが年々相当額あるが二十五年当中所で記録したものは一〇件四百六万一千余円に上つておを状況である。この件数金額は兎も角契約成立後価格引上を理由とするもの、連絡なく返品せざるもの等が相当あるため引合先の不信を買い將來の斡旋に禍しているようである、ために本県産業伸展に甚大なる影響を及ぼすは勿論、県の威信に

もかゝわることがらにつき県下生産者に対し啓蒙指導することが喫緊事と思考するので関係当局の配意が望ましい。

四、当所は定期又は随時に市況を生産団体に通報連絡の上出荷時期の統制緩急生産品の規格化と包装完備等を要望しているも生産者はこれを顧みず自先の利得に促われ無統制、無秩序に出荷するため折角の引合を不能

に陥らせ価格も叩かれてくる実情である。これらは大いに考うべきことがらにつき生産団体に對する啓蒙指導が緊要である。

五、当所の移転については相当以前より懸案となつてゐるが現在の場所においては斡旋活動上不利の点は当然首肯されることである。又当所を利用する業者は限られた範囲に陥り一部業者の斡旋所となつてゐる嫌があるが当所の実状を啓蒙宣傳して広く一般業者は勿論県下農業協同組合、授産場迄も活用せしめる等の方策が必要である。何れにしても兩者の開拓を図つて当所の機能を發揮出来るよう対処が緊要と認められる。

六、商品見本陳列の改善及び内容の充実に關しては昨年監査の結果言及したところであるが依然として改善されておらず斡旋所としての面目を失つてゐる実状にある。この点当所の熱意の足りないところもあるが一般に当所に対する関心が薄い証左とも認められ遺憾にたえない。現在僅か十数点の貧弱な見本が陳列棚の一隅に置いてあるが斡旋見本品としては用をなさざる程度

のものである。理想的に謂えば即売出来る程度の見本展示も考うべきであるが少くとも引合の用に足りる商品見本を陳列し斡旋の活潑を図るべきである。又本県観光宣傳も所管しているが之とて何等見るべきものもなく全く関心が薄い。

七、当所事業上の各種記録或いは業務日誌等の記録なくその他業務関係書類は兎角乱雑に流れているので嚴格に処理すべきものと認めた。

八、当所予算経理業務の実情から考えやむを得ない事情にあるも前渡金による予算額に適應した経理をせず彼是予算額を転用支出しているため赤字支出しているものも見受けられたが予算経理上嚴に慎しむべきである。不足費目の生ずる場合は事前に主管課に連絡の上増配を受け適正経理すべきである。なお県としても遠隔地にある本所の業務の実態にたちこれに即応する予算配付をして経理上に不都合なからしめるよう配慮が望ましい。

00552

鳥取県地方労働委員会 昭和二十六年十一月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

前 田 玄 一

監査概況

一、本委員会は公益委員、使用者委員及び労働者委員各五名づつ計十五名をもつて構成し労働争議の調整、不当労働行為に対する認定及び命令組合の資格審査等重要且つ困難な事項を管掌しているが昭和二十五年労働争議六件、不当労働行為六件、資格審査七十件をそれぞれ公正妥当に処理していることを認めた。

二、争議内容の主なるものは労働賃金遅払、労働協約及び協約に基づく退職金請求、解雇取消要求等であつて認定に相当困難性があるにもかかわらず不調一件を除き旭製紙関係外すべて円満解決していることは労資間の問題のみにとどまらず本県産業振興のためにも結構なことである。

三、不当労働行為事件として本委員会が本年度中受理採

扱したものは教職員の原職復帰要求二件をはじめ言論報導機関赤色追放関係三件その他一件となつているが、裁定にあつては自主性を自覚し数回またわ十数回にわたり審問と証人の喚問を重ねる等厳正処理をすることに留意し又その間の事務処理も良好と認めた。

四、昭和二十五年三月八日不当労働行為の事実ありとして本委員会が教育委員会に対し高校教官の原職復帰命令をなした件については四月三日教育委員会より本事件に係る行政訴訟を地方裁判所に提起しこれに対し本委員会は緊急命令の申立を行い全国的に例のない措置をしていたが本訴に至らず兩委員会の和解成立を見たことは不幸中にも幸であつた。

五、委員会事務局は法令に設置の根拠規定があるにもかかわらず現在まで県当局において何等設置手続がなされていない、県規則により設置規程を設けるほか処務に關しても規定すべきものと認めた。

六、事務局職員は局長以下定数十三名、現員十二名であるが人事、予算及び経理事務はすべて労政課が処理し

00553

当事務局は補助事務を行っている。命令系統及び責任権限の帰属を明確化するためにもまた事務の簡素化及び能率化をはかる上にも独立部局として処理させることが妥当と考えるので研究の上措置すべきものと認められた。

七、業務関係の事務処理状況は良好であるが庶務関係については左の点注意されたい。

- (1) 超過勤務命令と出張命令と重複しているものが一件見受けられたので厳正処理のこと。
- (2) 物品出納管理は労政課が行つてゐるが本委員会は庁外にあり管理の徹底を期し難いものと認められるので遺漏のないよう留意のこと。

米子労政事務所 昭和二十六年十一月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

監査概況

一、労働運動は当管内のみならず県下全般に亘り低調に

陥りつゝあり前年の活動状況と比較すれば既設組合九三組合であつたものが企業整備により九組合減少して八四組合になつている。しかし労働協約締結組合は一三組合が三三組合となり増加していることは労働教育の然らしめるところと考えられ好ましい傾向である、今後一層啓蒙指導に努力を望む。

二、当所は現在所長外四名の職員(外に地労委より女子職員一名勤務)をもつて労働情報の蒐集、労働教育、労働組合の育成指導、労働関係の調整等諸般の労働行政の運営に努力しているが人員不足のため活動状況は消極的で辛うじて要請に応ずるといつた状態である窮迫する社会経済情勢の推移に伴ない今後各種の労働問題や争議の発生も考えられるのでこれ等事務所の強化を期し積極的活動を図らしむることが肝要である。

三、西部労働会館設置については二十四年度以来問題とされ迂余曲折の結果設置の機運にあつたが結局現在に於いては一応見送りとなつたことは惜しいこともある。西部地区組合の熱意の足らなかつた点もさることなが

ら当所の指導面に努力の足らなかつた点は否められな
い今後格段の努力を希望する。なお当事務所は独立庁
舎なく民家を間借している状態で併設の労作文庫も狭
く且位置も不便である関係上利用度は低調である、労
働行政の第一線機関として利用度を増大することが肝
要と認められるので労働会館と併設する等一層の計画
的且つ実現性のある対策が望ましい。

四、本年度中に当所管内に発生した争議は十七件であつ
て人員整理、賃金遅払及び工場閉鎖等によるものが十
二件赤色追放関係五件となつてゐるがこれ等に対して
も非合法的闘争を排し合法的活動による平和解決を掲
げてこれを指導教育し円満解決してゐることは結構で
ある。

五、職場巡回労働学校を開設して労働教育に努力してい
るが視覚教育においても労働講座においても教材教具
が極めて貧弱であるため徹底した教育は望めない、教
育活動に要する経費について当局は考慮すべきものと
認めた。

六、事務の処理状況は適正であつた。

監査公告第六十五号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年年度にかゝる
鳥取、米子、兩県稅事務所の定期監査を執行し、その結
果を次の通り県議會及び知事に報告したので公表する。

昭和二十六年十二月二十日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

前 田 玄 一

木 南 貞 治

監査執行個所

監査執行年月日

鳥取県稅事務所

昭和二十六年十一月九日

米子県稅事務所

年十一月十三日

今回鳥取、米子、兩県稅事務所の監査を執行したが、兩
所は昭和二十五年八月新設され、鳥取市及び米子市にお
ける県稅事務を地方事務所より引受し、爾來賦課徴收に
鋭意努力の結果相当の成果を挙げていることを認めた。

兩所における県稅賦課調定額は合計一億九千一百万六千余
円であり収入済額は合計一億五千八十万七千余円であつ
て、これを県全体のそれに比率すれば調定額五四%収入
済額五二%であつて兩所で半額以上を占めてゐる状況で
ある。しかし昭和二十五年年度の県稅收納状況は各所共
納期内完納が少く所員による徴收が大部分でこの間に
ける並ならぬ労苦が認められる。しかし乍ら社会經濟事
情の変動、納稅思想の低下等に起因し本年度決算上未收
を生じた額は鳥取一千八百三十二万一千余円、米子一千
九百十四万四千余円で調定額の二割近くを昭和二十六年
度に繰越してゐるが今後の徴收に一層の努力を望みた
す。

県稅事務はその運営の適否が県民經濟に直接影響し且又
その成果が県經濟の基盤となるので、賦課徴收に當つて
は公正嚴格を期することは勿論稅務職員は直接民衆と接
し且つ常時多額の公金を取扱う關係上その素質の向上と
待遇改善には充分配慮することが緊要である。また事務
の内容も他の一般事務と異り複雑煩瑣に亘つてゐるので

指導監督の面にも格段の留意が肝要である。

昭和二十六年二月不幸にして元米子県稅事務所職員によ
る公金横領不正事件の発生を見たことはすでに各方面よ
り指摘されてゐるよう洵に遺憾であつた。綱紀肅正の
必要は論ずるまでもないが、当局は更にその原因を探究
しこの種不詳事件の絶滅に根本的な対策を講ずべきであ
る。

監査の結果から見ても、この不正が一年有余の長期にわ
たり継続的に行われていたにもかゝらず、その間にお
いて発見し得なかつたのは監督の不充分、審査の不徹底
によるためでもあらうが一連の事務処理過程において自
然的に検証されるような制度になつていないことにも因
るものと考えられるので、この点についても充分研究者
慮された。

県稅徴收状況についてはさきに述べたように納期内の完
納が極めて少なく職員は滞納整理に腐心してゐるよう
であるが、特に過年度未收繰越分に対する滞納整理には相
当困難を來してゐるよう見受けられ繰越分本年度収入比

率は鳥取三九%、米子五一%の低率を示し成績不振である。県財政上滞納整理についても徴税成績を挙げるため現年度分に重点が指向される傾向にあるようであるが昭和二十二年当時の滞納分を放置し年々繰越は納税意欲に悪影響を及ぼす結果となるので過年度の滞納額は早急收納するよう留意すべきである。

次に兩県稅事務所の監査結果を掲記すれば別紙の通りである。

鳥取縣稅事務所 昭和二十六年十一月九日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
山 上 吟 鏡	
前 田 玄 一	

監査概況

一、当所昭和二十五年年度県稅徵收狀況は賦課調定額九千三百六十五万四千余円(内前年度繰越額九百九十万八千余円)に対し收入済額七千四百九十五万三千余円(調定額に対し八〇、〇%)であり徴收不能として欠損

処分した稅額三十七万八千余円があり結局一千八百三十二万一千余円を昭和二十六年年度に未收繰越している。收入済額中納稅者直接納入額は三千八万八千余円で收入済額の四〇、一%であり四千四百八十六万五千余円(五九、九%)を所員が徴收している。

二、滞納稅額の整理狀況は財産差押によるもの稅額五百八十二万五千余円一、四一一件であつてこの内四百五十万九千余円を收入し百十三万九千余円が未收となつている。右財産差押したもの、中公売処分にしたものは稅額五十六万七千余円一五三件で、これに対し公売により三十二万三千余円充當し稅額の半額近くを欠損として整理している狀況である。

三、滞納処分費二万七千四百円を支出しているにもかゝらず極僅か昭和二十六年年度に收納した程度で殆んど回收がなされていない、これらは弁償金として本稅に優先して年度内に收入すべきである。

四、不納欠損処分額は三十七万八千余円であるが欠損処分にあたり理由薄弱のもの又は事實の確認が不充分と

認められるものが散見された、これ等は調査の嚴格を期し又証明の足るものを添付する等して明確公正に処理することが望ましい。またこれに附随する延滞金八万四千余円、督促手数料一千余円、延滞加算金一万七千余円計十一万四千余円の欠損処分額は処分決議書のみにより処理しているので決算書には欠損処分額として現われないがこれは一応調定の上処理するの最適当と認められた。

五、県稅過誤納金を還付するにあたり記帳整理のないものが二、三あり、また昭和二十四年度納入の三万余円等は甚だしく遅延し一年有余を経て還付しているが判明次第早期に還付すべきである。また現年度分の過誤納金に対する還付加算金三千三百八十六円過年度支出として支払しているが適當でなく。

六、県稅徵收金を主任出納員が各出納員より日々受取り預金制度で適宜保管し、週一回定日を期し復命、引継、払込をこいるが常時五、六十万円の預金残があり金額復命払込がしてない。もつとも預金利子は雜收入に

払込んでいたため不正はないが復命時の徵收金は全額引継払込をなし整理の万全を期するよう留意すべきである。

七、徵收に際し小切手による納入取扱は出納員個々の考えによりなしているため領收証の發行交付に統一を欠いている。即ち現金領收書を發行している者、預り証による者等があり徵收員はそのときの狀況により処理しているが、小切手も現金同様取扱うべきではあるけれども先付及び不渡りもあるようであるから取扱については慎重考究の上統一を図り遺憾のないよう留意された。

八、遊興飲食稅の申告納稅狀況は稅制改正以來向上して來ているが申告稅額の過少額に失する。従つて不申告のものは勿論過少申告のものは加算金を徴すべきであるにかゝらず昭和二十五年年度においては過少申告又は不申告加算金を殆んど徴收していないがこれ等は稅法に示してある通り嚴格に徴收すべきである。なお県の方針に基く二百四十三万四千余円を一応調定減額し

00558

ているも何決議書がないのは遺憾である。

九、入場券を交付の場合業者の枚数と出納簿による交付枚数の一致しないものがありこれは業者の手持数量を勘案し申請枚数より少い数を交付しているがこの場合その事情を明確に記載し決裁を得て交付すべきである。

又主管課より入場券の送付状なきもの
九月 二日
〃 二十四日
〃 二十五日
〃 二十六日
〃 二十九日

が受入れ記入してあるが送付状は必らず徴すべきである。

一〇、自動車税にして加露漁業協同組合所有の普通貨物自動車下半年分の調定が洩れているので調定収納すべきである。

一一、次の通り各種帳簿に記帳洩れのものその他記帳整理の不充分なものがある。

(1) 県税徴収合計簿総括に二十六年五月分は全然記帳をしていない。決算は税目別及びその内訳項目に基き処理しているも前記合計簿総括は決算上特に重要

につき嚴重に記帳すべきである。

(2) 調定稟議簿の記帳は調定増減を彼は相殺記帳しおるも増減はそれ〴〵別個に記帳するが妥当と認めらる。

(3) 所在不明者を復命限りとし所在不明者名簿に登録洩れのものがあったが遺漏なく登録すべきである。

(4) 調定稟議簿、徴収簿、各種補助簿等の金額その記帳訂正がむざうさになされているように見られたが訂正した時は訂正者の捺印が緊要と認められた。

一二、経理その他事務の処理状況は大体に於て良好と認められたが左記事項留意すべきである。

(1) 物品購入簿に光熱水費、広告料、手数料、賃金等の科目口座がないが別途伺いによるもので経理の円滑を期する上口座を設定し記入すること。

米子県税事務所 昭和二十六年十一月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
〃 山 上 吟 鏡

00559

前 田 玄 一

監査概況

一、当所の昭和二十五年県税徴収状況は賦課調定額九千六百三十六万二千余円(内前年度繰越額一千三百四万四千余円)に対し収入済額七千五百八十五万四千余円(調定額に対し七八、七%)であり徴収不能として一百三十六万三千余円の欠損額を生じているので結局一千九百四十四万四千余円を昭和二十六年に未收繰越している。収入済額中納税者自身の納入額は二千二百二十五万五千余円(二九%)にすぎず五千三百八十二万九千余円(七一%)を所員が徴収している。

二、滞納税額の整理状況は財産差押によるもの税額一千七百二十六万四千余円二、一八二件であつて右の中引揚公売処分(附したものは税額一百五十一万二千余円五四四件)でこの公売代金の税金引当額は三十七万三千余円であり滞納税額の二四、六%に過ぎない状況であつて徴税の困難性が窺れる。又差押の間において九百八十一万円の納付を得ているが納税意欲の啓蒙普及を

図り早期納入せしめることに一層の努力が肝要と認めらる。

三、滞納整理に当り処分経費として三万七千三百八十八円を支出しているにかゝらずその中二万三千一百六十二円だけ弁償せしめ残額は弁償せしめていないが原則としてこれ等処分経費は本税に優先して収納することに留意すべきである。

四、県税滞納者の中昭和二十五年において所在不明者として整理したもの五五九名(令書件数八二二)税額一百四十万四千円あり他所に比べ非常に多いが所在不明となつた事実の徹底的確認及び行先の調査は一層嚴重にして徴収の適確を期することが緊要と認められた。

五、県税過誤納金の還附に当り加算金が全然附されていないのは適当でない。又過誤納還附金の中旧年度納入分で当然過年度支出として還附すべきものを現年度歳入金中より下戻しているのは適正でない、以上の如く還附金処理に適正を欠いているものが見受けられたので厳正処理に留意すべきである。

六、再調査により更正減額した過納税金の払戻処理は徴收簿からこれをその都度摘出還附しているが還附した旨記載洩れのものが見受けられた。なお税法改正により過誤納金は本人の請求をまたず還附すべきこととなつてゐることに鑑みても別冊整理簿を設ける等して明確に処理することが肝要と認められた。

七、県税徴収金の県金庫払込は事務処理上週一回引継払込みをしてゐる措置は已むを得ぬものと認められたがしかし主任出納員は各徴収員より引継現金を事務所の据置金庫に保管しており時期によつて数百万円にも及んでゐる実状であるが四囲の環境から考えて速かに県金庫に払込むべきであり復命その他事務処理上早急払込不可能の場合は預金保管をして安全を期することが肝要と認められた。又徴収員の中で一週間分の徴収金を全額復命引継してゐないものもあつたが手持とせずその都度引継整理すべきである。

八、当所新設に伴ない西伯地方事務所より正規引継を受けた県税未収額の中左記のものが誤謬となつてゐるこ

とを決算整理の際発見当所限りでそれぞれ調定増減処理していたがこれらは引継先である西伯地方事務所長の訂正通知を得て処理すべきである。

記

- (1) 昭和二十四年度分第一種事業税調定引継額 四九、八五六、一〇七円
- 決算整理の際の算出額 四、八五一、一〇七円
- 右による不突合額(浦木理一分既納との理由) 五、〇〇〇円

- (2) 昭和二十三年度分第一種事業税調定引継額 六四七、五四〇円四〇

決算整理の際の算出額(算盤上の誤算によるもの、如し) 一八円

- (3) 県民税五一円、都市計画税一〇円、遊興飲食税二〇銭

何れも決算整理の際発見による違算差額。

九、当所において昭和二十五年分不納欠損額として処理したものは現年度分八十一万八千八百四十二円二十八

錢三三六件、合計一百三十六万三千五百五十九円四十八錢三八〇件で他所にくらべ極端に多額である。これが処理に際してはそれ〴〵徴收不能の状況を一応確認の上処理してゐるがしかしこれらの中には今にわかに欠損処することの適当でないものが見受けられたが特に現年度分については慎重に処理すべきである。又これに附随する延滞金三十七万四千円、督促手数料六千八百円、延滞加算金一万八千余円、計三十万九千余円の欠損処分額は処分決議書のみにより処理してゐるがこれは決算上一応調定の上然る後に処理するのが正当と認められた。

一〇、遊興飲食税の申告納税状況は過少額ではあるが九六%乃至九八%納税申告しており非常に良好なる成績である。しかしながら過少申告加算金及び不申告加算金は余り徴収しておらず兎角軽視していかの感があるので極力徴収を期すべきである。なお管内の特殊飲食店三〇〇戸の申告は接待婦一人月七百円と見積り組合事務所で一括申告納税してゐるようであるがこれ等は個

々に亘り実態に基いて申告納税せしめることが適正と認められた。

- 一一、自動車税の中調定洩れのもの一件、誤賦課のもの二件、移動に伴ない既納税金を歳入下戻してないもの六件あつたがそれ〴〵正当処理すべきものと認められた。

一二、元本所職員足穂静にかゝる公金横領消費事件による三十九万二千四百二十円十銭を損失金として処理してゐるが実際の損失額は四十二万六千八百六十七円十銭即ち本税四十一万二千四百円十銭(内一万九千九百八十八円の保証人弁済を含む)延滞金一万四千三百九十五円及び督促手数料七十二円(内十二円保証人弁済を含む)であるがこれらは総べて損失金として整理すべきである。なお延滞金及び督促手数料は調定してないため損失金とせず放任してゐるが明確を期するため昭和二十五年分として二応調定の上本税と同様損失金として処理すべきである。又事件発覚前の昭和二十五年十一月十六日当人の退職した後(昭和二十六年五月十九日)において保証人が弁済した前記二万円を徴収

